

アナログ簡易無線局の使用期限

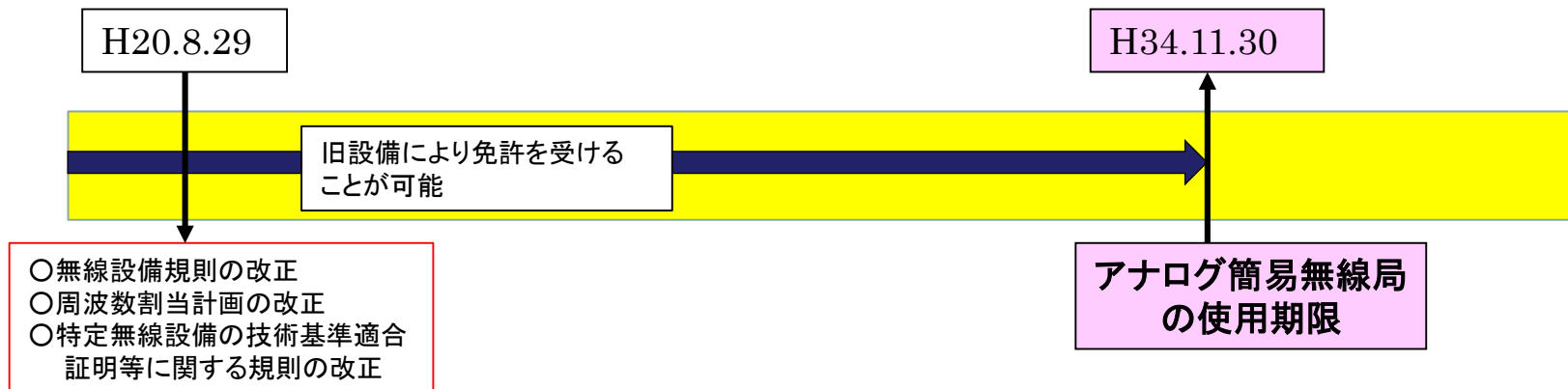
400MHz帯アナログ簡易無線局及び小エリア簡易無線局のアナログ周波数の使用期限

- ◆ 簡易無線局のうち、**400MHz帯のアナログ周波数(注1)**及び**小エリア簡易無線局(注2)**については、総務省告示(周波数割当計画)により周波数の使用期限が**平成34年11月30日**までと定められています。
- ◆ **このため、平成34年12月1日以降使用することはできません。**
引き続き、簡易無線を使用する場合は、デジタル簡易無線局に移行して頂く等の対応が必要となります。
- ◆ **デュアル方式(注3)の簡易無線局**についても、アナログ周波数を使用できるのは**平成34年11月30日**までとなります。

注1: 465.0375MHz~465.15MHz及び468.55MHz~468.85MHzの周波数を使用するもの

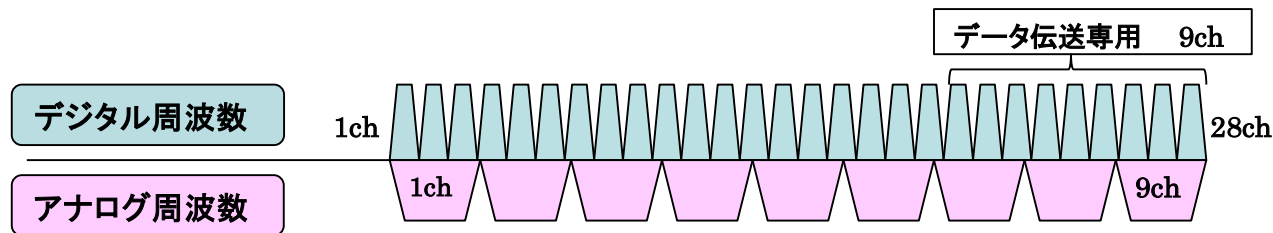
注2: 348.5625MHz~348.8MHzの周波数を使用するもの

注3: 400MHz帯のアナログ周波数(35ch)とデジタル周波数(65ch)が使用できるもの



- ◆ 150MHz帯のアナログ周波数(9ch)については、使用期限が決まっておりませんので、引き続き使用が可能です。

しかしながら、同じ周波数帯域にデジタル周波数(28ch)が割り当てられていることから、電波の有効利用を図るため、アナログ周波数からデジタル周波数への移行を進めて頂くことが望まれます。



- ◆ 150MHz帯のアナログ周波数を使用する無線機のうち、旧сприяс規格ものについては、平成34年12月1日以降使用することはできません。
引き続き、この無線機を使用する場合は、新сприяс規格に適合する無線機として変更許可などを受ける必要があります。
ただし、平成29年11月30日より前に設置された型式検定を受けた無線機については、その機器の設置が継続される限り、引き続き使用することができます。